

武蔵野市告示第154号

井之頭小学校改築に伴う電気設備工事について、制限付一般競争入札に付
すので、武蔵野市契約事務規則（昭和39年5月武蔵野市規則第15号）第7条
の規定により、下記のとおり告示する。

令和8年8月20日

武蔵野市長 小美濃 安 弘

記

1 形態	混合入札（単体企業又は2者構成による建設共同企業体）
2 入札に付 する事項	(1) 業種 電気工事 (2) 工事件名 井之頭小学校改築に伴う電気設備工事 (3) 工事場所 武蔵野市吉祥寺本町3丁目27番19号 (4) 工期 契約確定の日の翌日から令和11年7月31日まで (5) 工事概要 本工事は、建設から50年が経過し更新期を迎えた武蔵野市立井之頭小学校校舎を改築することで、新たな教育的ニーズ、地域とのつながり、耐震性の確保、将来の複合化等に対応するため実施するものである。 ア 校舎・体育館棟建設に伴う電気設備工事一式 イ 構造及び規模 校舎・体育館棟：鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階建て ウ 敷地面積 10,184.24平方メートル エ 延床面積 10,557.07平方メートル（付属棟を含む。）

3 週 休 2 日 制 確 保 工 事	本工事は、週休2日制確保工事の対象である。 東京都財務局が定める財務局「週休2日促進工事」実施要領（令和5年12月18日付け5財建技第232号）を基に労務費を積算している。 落札者が開札後に週休2日制を選択しない場合及び工事完了後に週休2日制が達成できていなかった場合は、積算に使用した補正係数に応じて減額の契約変更を行うものである。 詳細は、別紙「武蔵野市週休2日制確保工事实施要領」を確認すること。
4 - 1 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 （ 単 体 企 業 ）	次の(1)から(9)までの全てに該当し、かつ、5の規定により事前に本件入札参加資格の確認を受けた者が、この入札に参加することができる。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び同条第2項各号のいずれにも該当しないこと。 (2) 武蔵野市工事請負業者指名停止基準（平成7年4月1日実施）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。 (3) 国土交通省関東地方整備局又は東京都において、指名停止期間中又は営業停止期間中でないこと。 (4) この告示の日からこの告示による開札の日まで、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において武蔵野市の建設工事等競争入札参加資格を有し、及び電気工事の等級格付けをされていること。 (5) この告示の日現在、武蔵野市と契約する本店、営業所等を東京都内に有し、電気工事の等級格付けが共同格付Aであること及び最新の経営事項審査の結果による電気総合評定値P点が1,000点以上であること。 (6) 武蔵野市と契約する本店、営業所等が電気工事業の許可を受けていること及び代表者が特定建設業許可を受けていること。 (7) 武蔵野市、国又は他の地方公共団体と元請として契約を締結した電気工事で、平成28年8月19日以降に完成し、契約金額が2億5千万円以上のものの実績を有すること。

	(8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に規定する専任の監理技術者を配置することができること。 (9) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしたときをいう。）にないこと。ただし、武蔵野市が経営不振の状態を脱したと認める場合を除く。
4－2 入札に参加する者に必要な資格（特定建設工事企業体）	次の(1)から(4)までの全てに該当し、かつ、5の規定により事前に本件入札参加資格の確認を受けた者が、この入札に参加することができる。 (1) 2者により構成する建設共同企業体であること。 (2) 建設共同企業体を結成した者は、両者で建設共同企業体協定書を作成すること。 (3) 建設共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）及び構成員（以下「構成員」という。）となる者が、次の要件に該当すること。 ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び同条第2項各号のいずれにも該当しないこと。 イ 武蔵野市工事請負業者指名停止基準の規定に基づく指名停止期間中でないこと。 ウ 国土交通省関東地方整備局又は東京都において、指名停止期間中又は営業停止期間中でないこと。 エ この告示の日からこの告示による開札の日まで、電子調達サービスにおいて武蔵野市の建設工事等競争入札参加資格を有し、及び電気工事の等級格付けをされていること。 オ 代表者は、この告示の日現在、武蔵野市と契約する本店、営業所等を東京都内に有し、電気工事の等級格付けが共同格付Aであること及び最新の経営事項審査の結果による電気の総合評定値P点が1,000点以上であること。 カ 構成員は、この告示の日現在、武蔵野市と契約する本店、営業所等を武蔵野市内に有し、電気工事の等級格付けが共同格付C以上であること及び最新の経営事

	項審査の結果による電気の総合評定値 P 点が600点以上であること。 建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員でないこと。 なお、建設共同企業体の構成員となる事業協同組合及びその組合員は、当該建設共同企業体において重複して構成員となることはできず、また、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員となることはできない。 建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に単体企業として参加する者でないこと。また、建設共同企業体の構成員となる事業協同組合の組合員が、この入札に単体企業として参加する者でないこと。 キ 武蔵野市と契約する本店、営業所等が電気工事業の許可を受けていること及び代表者が特定建設業許可を受けていること。 ク 代表者は、武蔵野市、国又は他の地方公共団体と元請として契約を締結した電気工事で、平成28年8月19日以降に完成し、契約金額が2億5千万円以上のものの実績を有すること。 ケ 構成員は、電気工事で官公庁工事の実績を有すること。 コ 代表者及び構成員は、それぞれ現場代理人と配置予定技術者を現場に常駐させること（現場代理人は配置予定技術者を兼ねることができる。）。 サ 代表者は、建設業法第26条第3項に規定する専任の監理技術者を配置することができること。 シ 経営不振の状態（会社更生法第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき又は民事再生法第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしたときをいう。）にないこと。ただし、武蔵野市が経営不振の状態を脱したと認める場合を除く。 (4) 建設共同企業体の出資割合は、代表者については60パーセントを下回らないものであり、構成員については20パーセントを下回らないものであること。
5 競争入札	(1) 建設共同企業体の入札参加資格審査申請書等の提出に

参加資格確認申込み	について 建設共同企業体で参加を希望する者は、次のアからウまでの書類を管財課契約係へ持参すること（郵送不可）。 ア 建設工事共同請負入札参加資格審査申請書 イ 特定建設工事共同企業体協定書（甲） ウ 委任状（建設共同企業体代表者への委任状） (2) 入札参加資格確認申請書の提出について この入札に参加を希望する者は、電子調達サービスにより一般競争入札参加資格確認申請書を送信して申込みをするものとし、持参、郵送等によるものは受け付けない。 電子調達サービス上、本案件は、「JV案件」ではなく「単体案件」として登録しているため、建設共同企業体で参加する場合、電子入札の手続は、建設共同企業体の代表者の認証で行うこと。 (3) 提出期間 令和8年8月20日（木曜日）午後3時から同年9月8日（火曜日）午後3時まで (4) 一般競争入札参加資格確認申請書受理書の発行 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、電子調達サービスにより一般競争入札参加資格確認申請書受理書が発行されていることを確認すること。
6－1 提出書類（単体企業）	(1) 一般競争入札参加資格確認申請時に電子調達サービスにより提出する添付書類 ア 官公庁工事最高完成工事経歴書（武蔵野市工事請負契約の入札手続に関する要綱（平成7年4月1日施行。以下「要綱」という。）第3号様式） イ 工事経歴書（要綱第4号様式） ウ 配置予定技術者調書（要綱第5号様式） (2) 一般競争入札参加資格確認結果通知書受領後に提出する入札に係る書類等 ア 送付書類の到達期限 令和8年11月4日（水曜日） イ 送付先 武蔵野市役所財務部管財課契約係 工事担当宛

	〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号 ウ 送付方法 郵送（送付元にて到着確認ができるもの） ファクシミリ及び持参は、原則認めない。 エ 送付書類 入札参加希望者は、次の(ア)から(カ)までの書類を送付するものとする。 (ア) 誓約書（要綱第1号様式） (イ) 暴力団等排除に関する誓約書（要綱第1号様式の2） (ウ) 電気工事業許可書の写し（営業所等が契約者となる場合は、当該営業所等の許可を確認することができること。） (エ) 最新の経営事項審査の写し (オ) 官公庁工事最高完成工事経歴書及び工事経歴書に記載された工事の契約書の写し (カ) 配置予定技術者調書に記載された配置予定監理技術者の監理技術者資格者証の写し
6－2 提出書類（特定建設工事企業体）	(1) 一般競争入札参加資格確認申請時に、代表者が電子調達サービスにより提出する添付書類 ア 官公庁工事最高完成工事経歴書（要綱第3号様式） イ 工事経歴書（要綱第4号様式） 代表者・構成員それぞれ作成すること。 ウ 配置予定技術者調書（要綱第5号様式） 代表者・構成員それぞれ作成すること。 (2) 一般競争入札参加資格確認結果通知書受領後に提出する入札に係る書類等 ア 送付書類の到達期限 令和8年11月4日（水曜日） イ 送付先 武蔵野市役所財務部管財課契約係 工事担当宛 〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号 ウ 送付方法 郵送（送付元にて到着確認ができるもの） ファクシミリ及び持参は、原則認めない。 エ 送付書類

	代表者は次の(ア)から(キ)までの書類を、構成員は次の(イ)から(キ)までの書類をとりまとめのうえ、送付するものとする。 (ア) 4-2(2)の建設共同企業体協定書の写し (イ) 誓約書（要綱第1号様式） (ウ) 暴力団等排除に関する誓約書（要綱第1号様式の2） (エ) 電気工事業許可書の写し（営業所等が契約者となる場合は、当該営業所等の許可を確認することができること。） (オ) 最新の経営事項審査の写し (カ) 官公庁工事最高完成工事経歴書及び工事経歴書に記載された工事の契約書の写し (キ) 配置予定技術者調書に記載された配置予定監理技術者の監理技術者資格者証の写し（構成員が主任技術者を配置する場合にあっては、配置予定主任技術者が主任技術者であることを確認できる書類の写し）
7 最低入札参加者数	1 者とする。
8 一般競争入札参加資格確認結果通知書	本件入札参加資格確認の結果は、電子調達サービスにより令和8年9月11日（金曜日）に通知する。
9 設計図書等の配布	(1) 設計図書等の配布は、令和8年9月11日（金曜日）に電子調達サービスにより行う。 (2) 工事に関する質問は、指定の様式を使用し、全て文書で行い、質問書はメールで送付すること。回答書の送付は、原則ファクシミリにより行うが、回答内容によってはメールで送付するものとする。 ア 質問先 武蔵野市財務部管財課契約係 工事担当宛 keiyaku@city.musashino.lg.jp 質問漏れがないよう、併せて電話連絡を行うものとする。

	イ 質問締切 令和 8 年10月 20 日（火曜日）午前10時まで ウ 回答 令和 8 年10月 27 日（火曜日）午後 3 時までに入札に参加予定の全ての事業者に、質問回答書としてファクシミリ又はメールにて送付する。
10 予定価格	事前公表とする。 1,142,922,000円（消費税及び地方消費税を含む。） 1,039,020,000円（消費税及び地方消費税を除く。） 入札は税抜で行うこと。
11 最低制限価格等	本件入札にあたっては、予定価格の10分の9から10分の7までの範囲において、最低制限価格を設定する。
12 入札保証金	免除する。
13 入札手続等	(1) 入札書の提出 入札参加者は、一般競争入札参加資格確認結果通知書を受領した日から令和 8 年11月 5 日（木曜日）午前10時までに、電子調達サービスにより入札書を提出するものとする。 電子調達サービス上、本案件は、「JV 案件」ではなく「単体案件」として登録しているため、建設共同企業体で参加する場合、電子入札の手続は、建設共同企業体の代表者の認証で行うこと。 (2) 入札金額の記載方法 入札の金額は、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。落札決定は、この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。）により行う。 (3) 内訳書の提出 入札時に内訳書を入力し、電子調達サービスにより送信すること。 (4) 再入札回数 再入札回数は、0 回とする（予定価格事前公表のため）。

	(5) 入札の延期等 入札参加者に談合その他不穏な行動又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと市長が認めるときは、本件入札の執行を延期し、又は中止する。 (6) 入札の無効 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。 ア 入札に参加する資格のない者の行った入札 イ 電子調達サービスによらずに行った入札 ウ 電子調達サービス利用規約（平成16年12月1日施行）に違反して行った入札 エ アからウまでに掲げるもののほか、武蔵野市が特に指定した入札条件に違反して行った入札 (7) 武蔵野市競争入札参加者心得の遵守 この告示に定めがないことについては、武蔵野市競争入札参加者心得（平成23年1月4日施行）に従うこと。
14 開札、契約手続等	(1) 開札の日時 開札は、令和8年11月5日（木曜日）午前10時5分とする。 なお、本件工事は、「井之頭小学校改築工事」の附帯工事であり、本体工事の入札が不調となった際は、本件工事の入札手続を中止する場合がある。 (2) 落札者の決定 開札結果は、電子調達サービスの開札状況により確認するものとする。 (3) 議会の議決を経なければならない契約であることについて 本契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）の定めるところにより、武蔵野市議会の議決を経たうえ、契約を確定する。 (4) 契約書の作成 落札者は、議会の議決を経た旨の通知を受けたときは、遅滞なく契約書2通を作成し、記名押印のうえ提出しなければならない。

	なお、契約書を提出する際は、建設工事等競争入札参加資格審査受付票を持参しなければならない。 (5) 前金払 本契約は、前金払の対象工事である。前払金は、2億円を限度とし、契約金額の40パーセントの額（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 なお、前金払を受けようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と当該前金払の対象となる本件工事に係る保証契約を締結しなければならない。 (6) 中間前金払 (5)により前金払を受けたときは、既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）を受けることができる。中間前金払により支払う前払金は、1億円を限度とし、契約金額の20パーセントの額（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 なお、中間前金払を受けようとするときは、保証事業会社と当該中間前金払の対象となる本件工事に係る保証契約を締結しなければならない。 (7) その他 落札者は、申請時に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。なお、配置予定技術者の配置ができない状況になった場合は、武蔵野市と協議のうえ、その承諾を得ることとする。
15入札告示の掲示について	武蔵野市ホームページ「電子公告掲示場」、電子調達サービス及び管財課契約係カウンターにより行う。
16問合せ先	武蔵野市財務部管財課契約係 電話番号 0422（60）1817（直通）

武蔵野市週休2日制確保工事实施要領

(目的)

第1条 将来にわたり社会資本を安定的に整備し、及び維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保し、及び育成していくことが重要であり、建設現場において、完全週休2日制の実現に向けた段階的な施策展開を図っていくことが求められている。この要領は、週休2日制確保工事の実施の流れ、提出資料等必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所又は交替制を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (3) 交替制 技術者及び技能労働者の休日日数で週休2日制に取り組む週休2日交替制工事をいう。
- (4) 対象期間 現場閉所にあつては現場着手日から工事完了日までの期間（年末年始6日間、夏季休暇5日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等を除く。）は含まない。）を、交替制にあつては対象期間内における技術者及び技能労働者の従事期間（年末年始6日間及び夏季休暇5日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日を確保できていればよい。）をいう。
- (5) 4週8休以上 現場閉所にあつては対象期間内の現場閉所日数の割合が、交替制にあつては対象期間内に現場で従事した全ての技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合が28.5パーセント（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日又は休日についても、現場閉所又は休日日数に含めるものとする。
- (6) 技術者及び技能労働者 施工体制台帳上の元請及び下請技術者等をいう。
- (7) 夏季休暇 原則として7月1日から9月30日までの期間に設定する休

暇をいう。

(対象工事)

第3条 武蔵野市が発注する工事（設計金額が200万円以上のものに限る。）を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 対象期間が1か月（約30日）未満の工事
- (2) 単価契約工事、緊急対応工事その他の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 災害復旧工事その他の社会的要請等により早期の工事完成が望まれている工事
- (4) 通学時間帯の中断等地域社会からの要望が予想される工事その他の施工時間又は施工方法の制約が予想される工事
- (5) 現場閉所又は交替制のいずれも実施することが困難な工事
- (6) 前各号に定めるもののほか、学校の夏休み期間を活用する工事その他市長が指定する工事

(工期の変更)

第4条 工期の変更の理由が次に掲げる受注者の責によらない場合は、発注者は、適切に工期の変更を行うものとする。

- (1) 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 工事の中止又は一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
- (3) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(工事成績評定)

第5条 週休2日を達成したと認められる場合は、工事成績評定において創意工夫と熱意の項目で加点対象として評価する。

2 週休2日を実施できなかった場合であっても、工事成績の減点は行わない。

(実施方法)

第6条 発注者は、第3条の規定により週休2日制確保工事を選定したうえで、当初設計時に4週8休として経費（労務費、機械賃料、共通仮設費率及び現場管理費率）の補正を行い、案件公表時及び特記仕様書に当該工事が週休2日制確保工事である旨を記載する。あわせて、書式及び経費の補正等に係る積算方法において使用する東京都の実施要領を示す。

2 前項の規定により示す東京都の実施要領は、別表のとおりとする。

3 発注者は、工事契約時に週休2日制確保工事の実施について、受注者の意向を確認する。この場合において、受注者が週休2日制確保工事を希望

した場合は、受注者は、その旨を施工計画書に明記する。

- 4 前項の場合において、受注者が交替制の取組を希望した場合は、受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容及び休日確保状況の証明方法を具体的に記載する。
- 5 受注者は、週休２日制確保工事を希望しない場合には、現場施工に着手する日（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始される日をいう。）までに、希望しない旨の理由を付して発注者に報告する。
- 6 受注者から週休２日制確保工事を希望しない旨の報告を受けた工事については、受注者は、次項から第９項までの規定による義務を負わない。この場合において、発注者は経費の補正について、設計変更を行う。
- 7 受注者は、工事施工時に工事現場において、週休２日制確保工事である旨を広報板等に明示する。
- 8 受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表、メール等で監督員に報告する。
- 9 最終変更時には、現場閉所及び交替制において、それぞれ次に掲げる手続を行う。

(1) 現場閉所

- ア 受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所報告書その他の現場閉所の結果が確認できる書面を作成し、発注者へ報告する。
- イ 発注者は、現場閉所の実施結果に応じ、設計変更を行う。

(2) 交替制

- ア 受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる書面（休日確保状況報告書等）を作成し、発注者へ報告する。この場合において、当該書面には技術者及び技能労働者の出勤状況がわかる一覧表並びに休日が証明できる書類を添付する。
- イ 休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。
- ウ 発注者は、技術者及び技能労働者の休日率の実施結果に応じ、設計変更を行う。

(3) 前２号において、発注者への報告に用いる書面の書式は、別表に掲げる実施要領を参考に受注者が作成するものとする。

- 10 第６項並びに前項第１号及び第２号において、設計変更を行った場合の経費の補正等に係る積算方法については、別表に掲げる実施要領による。
- 11 議決を要した工事については、契約変更時に再度議決を受ける必要がある。

（その他）

第7条 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。

2 発注者における現場閉所状況又は技術者及び技能労働者の休暇率の確認については、各工事単位で行うものとする。

3 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、発注者及び受注者の協議により、対象期間について適宜設定するものとする。

4 受注者は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については監督員と協議するものとする。

5 発注者は、受注者から提出された書面（週間工程表、現場閉所報告書、休日確保状況報告書等）を基に取組を確認する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和6年9月18日要綱第82号）

この要領は、令和6年9月18日から施行する。

付 則（令和7年10月1日要綱第74号）

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

東京都財務局「週休2日促進工事」実施要領
東京都財務局「週休2日交替制工事」実施要領
東京都都市整備局「週休2日制確保工事（土木工事）」実施要領
東京都都市整備局「週休2日促進工事」実施要領
東京都都市整備局「週休2日交替制工事」実施要領
東京都住宅政策本部「週休2日制確保工事（土木工事）」実施要領
東京都住宅政策本部「週休2日促進工事」実施要領
東京都住宅政策本部「週休2日交替制工事」実施要領
東京都産業労働局「週休2日制確保工事（土木工事）」実施要領
東京都建設局「週休2日制確保工事（土木工事）」実施要領
東京都建設局「週休2日制確保工事（建築工事）」実施要領
東京都交通局「週休2日制確保試行工事」（土木工事編）実施要領
東京都交通局「週休2日制確保試行工事」（営繕工事編）実施要領
東京都水道局「週休2日制確保工事」実施要領
東京都下水道局「週休2日制確保工事」実施要領
東京都下水道局「週休2日制確保工事（営繕工事）」実施要領